

【全体ガイドライン】

男女共同参画学協会連絡会第2回大規模アンケートデータの利用と管理に 関するガイドライン

連絡会に所属する各学協会が所属学会に関するデータを
自らその活動の用に供する目的で利用する場合

男女共同参画学協会連絡会

男女共同参画学協会連絡会（以下連絡会と略す）第2回大規模アンケートデータの利用にのうち、連絡会に所属する各学協会が所属学会に関するデータを自らその活動の用に供する目的で利用する場合について、利用と管理に関するガイドラインを以下のとおり定める。

なお、データベースの利用と管理に当たっては、著作権法および個人情報保護法に従い、適正に取扱う。

（データベースの定義）

1. 本ガイドラインのデータベースとは、2007年に連絡会が第2回大規模アンケート回答データをエクセル表にまとめたものを指す。

（個人情報推定の禁止）

2. 連絡会に所属する各学協会であって自らその活動の用に供する目的でデータベースを利用する者（以下利用学協会と略す）は、データ分析に当たっては、統計データとして取扱い、個人を特定してはならない。

（データベースの利用）

3. 本ガイドラインによるデータベースの利用の範囲は、データ分析を目的とする次の場合とする。

利用学協会が所属学会に関するデータを持寄り、検討チームを構成のうえ利用する場合（オブザーバーも含む）。ただし、持寄りに際しては、アンケート回答データのうち自由記述欄を除外すること。

（利用届出の方法等）

4. 1) 利用を希望する各学協会は、データ管理責任者を指名し、3)の誓約書を添えて男女共同参画学協会連絡会事務局に届け出る。

2) データベースを利用しようとする利用学協会は、次に掲げる事項を連絡会に届出

【全体ガイドライン】

のうえ、データベースを利用する。なお、利用学協会が複数にまたがる場合には、代表となるべき利用学協会（以下代表利用学協会と略す）を利用学協会の中から相互に予め決定のうえ、代表利用学協会が連絡会への届出をする。

- ①利用学協会の名称（利用学協会が複数にまたがる場合には、代表利用学協会についても付記のこと）
- ②検討チームを構成する検討メンバの氏名、所属および連絡先（その中から（ただし、利用学協会が複数にまたがる場合には、代表利用学協会に所属する者の中から）代表となるべき者についても付記のこと）
- ③利用するデータベースの範囲
- ④利用目的
- ⑤公表の方法と範囲
- ⑥著作権に関する取扱い

3) 利用学協会ならびにデータ管理責任者および検討メンバは、本ガイドラインおよび男女共同参画学協会連絡会個人情報保護方針を守ることを誓約する。

(データの取扱い)

5. 1) 利用学協会およびデータ管理責任者は、責任をもってデータの取扱いを記録する。

2) 利用学協会ならびにデータ管理責任者および検討メンバは、電子メールでのデータの授受、保管、電子機器の管理に当たっては、第三者への遺漏のないように、責任をもって管理する。

(利用結果の報告)

6. 利用学協会（利用学協会が複数にまたがる場合には、代表利用学協会とする）は、利用の結果を公表前に連絡会に報告する。

(著作権の帰属とデータベースの譲渡・貸与等)

7. 利用学協会が持寄った所属学会に関するデータを利用して作成した二次的なデータおよび報告書その他の二次的著作物に関し新たに生じた著作権は、その持寄った利用学協会の共有著作物とし、詳細についてはその持寄った利用学協会の判断に委ねる。

また、データベースの一部またはそれを利用して加工されたデータを、第4条1)に基づく連絡会への届出がされた利用目的および／または公表の方法と範囲を超えて、連絡会への予めの変更届出なくして（利用学協会が複数にまたがる場合には、全ての利用学協会による予めの同意および代表利用学協会による連絡会への予めの変更届出なくして）、利用学協会以外へ譲渡および貸与することその他利用することを禁じる。

【全体ガイドライン】

ただし、既に公開している平成19年度「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」男女共同参画学協会連絡会（2008）の著作権については、別途「平成19年度「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」男女共同参画学協会連絡会（2008）報告書利用ガイドライン」で取扱う。

（データベースの引用）

8. データベースの引用例は、以下の通りとする。

- ・引用部分に「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」男女共同参画学協会連絡会（2008）を表示する。

- ・引用文献を掲載する場合の情報

平成19年度「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」

男女共同参画学協会連絡会（2008）

男女共同参画学協会連絡会ホームページ

<http://annex.jsap.or.jp/renrakukai/>

（違反状態の解消のための必要な措置）

9. 利用学協会は、第4条1）に基づく連絡会への届出がされる際に明らかにされた利用条件および／または本ガイドラインに定める条件にデータ管理責任者および／または検討メンバが違反したことを発見、認識した場合には、違反したデータ管理責任者および／または検討メンバを他の者に変更のうえ連絡会への変更届出（利用学協会が複数にまたがる場合には、代表利用学協会による連絡会への変更届出）をする等、違反状態の解消のため必要な措置を講ずる。

（苦情窓口）

10. 本件に関する苦情窓口は、代表利用学協会とする。

（付記）

1. 平成21年7月31日から施行。
2. データベースの利用のうち、連絡会に所属する各学協会が所属学会に関するデータを自らその活動の用に供する目的で利用する場合については、専ら本ガイドラインが適用される。